

「法の理念・目的」部会作業チーム報告書の概要

いち ほうりつあん 一 法律案

しんぼう りねん もくてき ほう こっかく そうそくぶぶん じょうぶんい めーじ ていあん
新法の理念・目的という法の骨格・総則部分について、条文イメージを提案する。

あた ほうりつ でき かんけいしゃ ちゅうもく そうごうふくしぶかい
どのような新しい法律が出来るのか関係者も注目しているところ、総合福祉部会に
かいかく いぎ はんえい かのう はんい ほうあん かたち しめ じゅうよう かんが
おける改革の意義を反映するものを可能な範囲で法案の形で示すことが重要と考え
た。

めいしやう しょうがいしゃ しゃかいせいかつ しえん けんり そうごうてき ほしやう ほうりつ
1 【名称】 「障害者の社会生活の支援を権利として総合的に保障する法律」
ていあん
を提案する。

ぜんぶん しょうがいしゃしえん あた べいじ はじ うた ぜんぶん ぜひ ひつよう かんが
2 【前文】 障害者支援の新しい1頁の始まりを謳う前文は是非とも必要と考
える。

ほう もくてき しょうがいしゃけんりじょうやく くないほう む けんり しえん めいかく
3 【法の目的】 障害者権利条約の国内法に向けて、「権利」としての支援を明確
ほう もくてき かか ひつよう せいど たにま お ざ ひと すぼつと
に法の目的に掲げる必要があること、制度の谷間に置き去りにされてきた人にスポット
あ だれ はいじょ いんくるーしぶしゃかい じつげん
を当て、誰もが排除されないインクルーシブ社会の実現をめざす。

かいかく りねん ぽいんと めいき きてい
4 改革の理念のポイントを明記する規定

ほご たいしやう けんり しゅたい てんかん いりようも でのる しゃかいも でのる てんかん
【保護の対象から権利の主体への転換】【医療モデルから社会モデルへの転換】

ほか もの びょうどう けんり こべつじじやう もつと ふさわ ごうりてきはいりよ つ しえん
【他の者との平等の権利】【個別事情に最も相応しい(合理的配慮を尽くした)支援

ほしやう しょうがいしゃ こうてきしえん せいきゆう けんり ちいき じりつ せいかつ いとな きほんてき
の保障】【障害者の公的支援を請求する権利】【地域で自立した生活を営む基本的
けんり しえんせんたくけん ほしやう じょうほう こみゆにけーしょんしえんせいきゆうけん ほしやう しゅうろう
権利】【支援選択権の保障】【情報・コミュニケーション支援請求権の保障】【就労
しえん じつげん ひつようせい かいごほけん せんたくけんほしやう しょうがいじ しえん しょうがいふくし
支援の実現の必要性】【介護保険との選択権保障】【障害児の支援】【障害福祉
ぶんや ろうどうしゃ じんけんほしやう そうだんしえん う けんり ほしやう
分野の労働者の人権保障】【相談支援を受ける権利の保障】

くに じちたい ぎむきてい
5 国、自治体の義務規定

くに ぎむ ほうせいどせいび じゅうじつぎむ なしよなるみにまむほしやうぎむ ちいきかんかくさせせい
【国の義務】1 法制度整備・充実義務 2 ナショナルミニマム保障義務、地域間格差是正
ぎむ ざいせいししゅつぎむ せいど たにまかいしやうぎむ ちょうじかんかいごとうほしやうぎむ
義務 3 財政支出義務 4 制度の谷間解消義務 5 長時間介護等保障義務

しょかんしやうちやう おうだん そうごうてきしえん こくみん こうほう けいもう とどうふけん ぎむ
【所管省庁を横断した総合的支援】【国民への広報、啓蒙】【都道府県の義務】

しちやうそん ぎむ しちやうそん せつめいせきになん じぎやうしよせいびぎむ
【市町村の義務】【市町村の説明責任】【事業所整備義務】

ていぎじやうこう
6 定義条項

じりつ ちいきせいかつ しょうがいしゃしえん こうてきせきになん せいきゆうけん しえん じこけつてい ごうりてき
【自立】【地域生活】【障害者支援の公的責任】【請求権】【支援】【自己決定】【合理的
はいりよ とう
配慮】等

に いけんしよ
二 意見書

だいちしよ ほんほうせいてい いた けいい しょうがいしゃしえん きほんげんり
第一章 本法制定に至る経緯と障害者支援の基本原則

だい しょうがいしゃじりつしえんほうどうにゆう いた く に しょうがいしゃふくし そち けいやく
第1 障害者自立支援法導入に至るわが国の障害者福祉 措置から契約へ、そ
じりつしえんほう
して自立支援法

だい しょうがいしゃふくし きほんげんり いがくも でのる しゃかいも でのる かいかく
第2 障害者福祉の基本原則 医学モデルから社会モデルへの改革

だいにしよ かいかく ひつようせい
第二章 改革の必要性

だい しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん む かいかく ひつようせい
第1 障害者権利条約の批准に向けた改革の必要性

だい しょうがいしゃじりつしえんほう もんだいてん ぜせい
第2 障害者自立支援法の問題点と是正

1 自己責任論を障害福祉に持ち込むことの過ちの解消

2 障害福祉の公的責任強化・増大の確認

だい ぜいじゃく く に しょうがいしゃふくしすいじゅん
第3 脆弱なわが国の障害者福祉水準

1 世界水準とかけ離れた劣悪な障害者福祉水準の引き上げの必要性

2 国民一般とかけ離れた所得水準と家族依存状態の解消の必要性

だいさんしよ かいかく りねん かくにん
第三章 改革の理念の確認

だい しょうがいしゃ きほんてきじんけん じつげん けんりほしょうほうたいけい へんかく じんけん
第1 障害者の基本的人権を実現するための権利保障法体系への変革 …人権
しゅやく
の 主 役 へ…

だい だれ ちいき あ まえ い いんくるーしぶ しゃかい じつげん
第2 誰もが地域で当たり前に生きられるインクルーシブな社会の実現

だい せいど たにま しえん
第3 制度の谷間にこぼれおちない支援

だい ほか もの びょうどう けんり ほしょう こべつじじょう もっと ふさわ ごうりてきはいりよ つ
第4 他の者との平等の権利の保障、個別事情に最も相応しい（合理的配慮を尽く

した）支援

だい しょうがい しゃかいも でのる てんかん しょうがい じ こせき にん かぞくせき にん かいほう
第5 障害の社会モデルへの転換 …障害の自己責任、家族責任からの解放…

だい こうてきしえん かつよう ろうどう
第6 公的支援を活用しながらの労働

だい いりょう ふくし れんけい じゅうようせい いりょうてきけ あ ちいき ほしょう
第7 医療と福祉の連携の重要性、医療的ケアの地域での保障

だい けんりようごきかん せっち
第8 権利擁護機関の設置

だい げんこう みんぼうとう もと せいねんこうけんせいど ばっほんてきかいかく ひつようせい ていげん
第9 現行の民法等に基づく成年後見制度の抜本的改革の必要性の提言

だい きょうせいしゃかいじつげん はばひろ せろん きょうかん ひつよう
第10 共生社会実現のための幅広い世論の共感が必要

だいよんしよ ろんてん いけん
第四章 論点と意見

だい ほう めいしよ だい ぜんぶん ひつようせい ほうあん きてい
第1 【法の名称】第2 【前文の必要性】 法案に規定。

だい そうごうふくしほう だれ なに
第3 【そもそも、この総合福祉法は、誰の何のためにつくるのか？】

しょうがい ひとびと ふつう しみん い すべ しみん
障害をもつ人々が普通の市民として生きるため、そして全ての市民のためのものである。

だい けんぼう しょうがいしゃきほんほうとう そうごうふくしほう かんけい かんが
第4 【憲法、障害者基本法等と「総合福祉法」との関係はどう考えるか？】

基本合意で確認された「障害者の基本的人権の支援」、憲法に基づく制度を明記。

第5 理念規定 作るべき。

第6 【「地域で生活する権利」の規定】 法文に明記。

第7 【障害者の自立の概念「家族への依存」の問題】

支援を受けた上での自律自己決定選択肢の保障。家族に依存することは否定されるべき。

たんに経済的自活や、一人で何もかもできることではない。定義条項に明記。

第8、第9、第10 略

第11 【新法の守備範囲】 社会生活上の支援を中心の守備範囲とする。

従来の障害者福祉の分野を基本としながらも、教育・司法・労働等にも横断的に適用できるような法制度とする。この法の支援は他の分野の垣根を超えて、制度の谷間のない（シームレスな）支援を実現するため、柔軟に利用できる制度

第12 【身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法、その他の既存の法律のあり方、並びに総合福祉法との関係についてどう考えるか？】

当面は、関連法の必要な改正。身体・知的・精神の障害別3法は廃止の方向性を確認しつつ、5年から10年等の中長期的課題として実務的課題としてすすめる。

精神分野については精神保健福祉法廃止とともに精神医療の充実のためにも精神に特化しない医療基本法および患者の権利法制に統合するべきである。新法の理念に則して、社会福祉法の改正も必要。また発達障害者支援法も今後発展的に新法に包括・統合されるべきである。

第13 【地域生活移行促進のための時限立法の必要性】

「地域支援充実と地域移行促進法（仮称）」といった時限立法制定と施行が必要である。

この点は、地域資源チームが主に検討していただきたい。

また、このプロジェクトが国民的課題として周知され、官民一体となったムーブメントとなるよう、政府広報を行うことはもとより、定期的に番組を放映する、民放を含めテレビで積極的に取り上げてもらうよう活動するなど積極・果敢な活動が必要である。

以上

